

裁判員制度 Q & A

Q 導入されることにより、何が変わりますか？

A 法律の専門家では無い皆さんが刑事裁判に参加することで、いろいろな知識や経験が反映され、裁判が身近で分かりやすいものとなって、司法への信頼が高まることが期待されています。

Q 裁判員はどうやって選ばれますか？

A 20歳以上の皆さんの中から、抽選で候補者を選びます。実際に裁判員になるのは、この中から事件ごとに選任の手続きによって選ばれた方々です。

Q 法律を知らない私でも大丈夫ですか？

A 裁判員の仕事をさせていただくのに必要な知識、例えば、裁判員の権限や刑事裁判の基本的なルール、法律の内容



今回、裁判員候補者名簿に記載されなかったかたは、来年以降、候補者に選ばれる可能性があります。

裁判所や検察庁では、もっと皆さんに裁判員制度を理解していただけるよう、さまざまな広報活動を行っています。個人や町内会、PTAなどの研修にご利用ください。

広報用DVDを貸し出します

映画仕立てで、裁判員制度や刑事裁判の内容を分かりやすく解説したDVDを無料で貸し出しています。

1 ぼくらの裁判員物語(アニメーション)

2 裁判員

選ばれ、そして見えてきたもの
(村上弘明、小林綾子、前田愛出演)

3 審理(酒井法子、星野真理出演)

4 評議(小林稔侍、中村俊介出演)

貸出場所 秋田地方裁判所大館支部、市役所総務課、比内・田代両総合支所総務課、各地区公民館、各図書館

問秋田地方裁判所大館支部 ☎42 0071

講師を派遣します

地域や職場などのグループを対象に、講師を派遣します。説明時間などご希望により調整しますので、お気軽にお申し込みください。

申・問 秋田地方裁判所大館支部 ☎42 0071

刑事裁判を傍聴出来ます

実際の刑事裁判を傍聴してみませんか。裁判を傍聴した後、簡単なアンケートをお願いすることもあります。

なお、裁判の日程などのため、事前に実施日の打ち合わせが必要です。

申・問 秋田地方検察庁企画調査課 ☎018 862 5584

などは、裁判官が丁寧に分かりやすく説明しますので、ご安心ください。

Q 難しくそうで裁判員になることを辞退したいのですが？

A 広く国民の皆さんに参加していただく制度ですので、基本的に辞退は出来ないことになっています。

ただし、学生や70歳以上のかた、病気や介護などの事情で裁判所に来ることが難しいと認められたかたは辞退することが出来ます。

また、裁判の日にとっても重要な仕事があり、ご自身が処理しなければ著しい損害が生じると裁判所が認めるときは、辞退が認められます。

それぞれのケースで辞退が認められるかどうかは、候補者から具体的な事情を伺ったうえで、各裁判所が判断します。

Q 裁判員等には選ばれる確率はどれくらいですか？

A 試算になりますが、裁判員候補者として裁判所に来ていただくかたは、約400〜800人に1人程度です。

さらに、実際に裁判員に選ばれるのは、約5000人に1人と見込まれています。

Q 裁判員候補者に選ばれたら、どこの裁判所に行けば良いのですか？

A 住んでいる所を管轄する地方裁判所の本庁にお越しいただけます。大館市の場合、秋田市の秋田地方裁判所になります。

Q 裁判に参加するため、職場の上司や同僚に、候補者に選ばれたことを話してもいいですか？

A 裁判員(候補者)になったことを、不特定多数のかたに知らせることは法律で禁止されていますが、休暇の申請や、同僚の理解を求めるために話すのは大丈夫です。また、家族などに話すことも差し支えありません。

Q 裁判員に選ばれたら、どのくらいの期間、裁判所へ行かなければならないのですか？

A 多くの裁判は数日間です。裁判所としても、あらかじめ事件の争点や証拠を整理して迅速な裁判を行い、裁判員に選ばれた皆さんの負担を軽くするように努力します。

Q 仕事を休んで参加するので、経済的な補償はしてもらえますか？

A 日当や交通費などが支給されます。また、裁判所から家が遠いなどの理由で宿泊が必要かたには、宿泊費も支払われます。

なお、法律で裁判員の職務を行うために必要な休暇を取得することが認められています。

また、雇用主が、裁判員として仕事を休んだことを理由に不利益な扱いをすることは、法律で禁止されています。